



令和元年 10 月 15 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿



全国青年税理士連盟
会長 三ヶ野 智
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-1-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162



「消費税の軽減税率制度の導入について(会長コメント)」に対する抗議書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、令和元年 10 月 1 日より消費税率が 10%に引き上げられ、同時に複数税率制度が導入されました。これを受け、同日に「消費税の軽減税率制度の導入について」と題した会長コメントが貴会ホームページに掲載されました。当連盟としては、以下のとおり、今回の会長コメントは極めて不適切であると考え、厳重に抗議するものであります。

1 建議権を反故にしている

9月 25 日開催貴会第 2 回理事会では、「会長コメントをホームページに掲載する以上、国民納税者向けであるので、日税連の主張を明確にすべき」との理事からの意見があった。しかし、貴会は単一税率の維持を強く主張しているにも関わらず、会長コメントでは、貴会の主張を明記しないままに、貴会が、複数税率制度が円滑に実施されるよう準備を進めた旨が記載されており、あたかも貴会が同制度の導入に積極的な立場であるかのような誤解を与えかねない。

確かに、本コメントにおいては関連情報として建議書のリンクが掲載されているものの、前年 10 月の総理発言に対する会長コメントに続き、再び建議権を反故にした会長コメントを発表したことは、建議権の存在価値を著しく毀損する行動に他ならない。

2 貴会の複数税率に対する主張を明記すべきである

「令和2年度税制改正に関する建議書」では、単一税率の維持を重要建議項目の冒頭に記載している。既に複数税率制度については国税庁より膨大な量のQ&Aが公表されるなど、建議書内で指摘するとおり、制度導入前からだけでなく、導入後も国民、実務家の双方に多大な負担を強いている。

貴会は、中小企業支援を事業に掲げているにも関わらず、会長コメントでは、複数税率制度の問題点を何ら述べておらず、貴会の中小企業支援に対する姿勢が問われかねない。

3 国民目線でコメントすべきである

会長コメントでは、政府が進める施策に対応することにより納税者の信頼に応える旨や事業者の負担を軽減するために建議権を行使する旨を述べているが、加えて単一税率の維持を求める貴会の主張を本コメントで表明することこそが納税者や事業者の信頼に応えるものと考えます。

今回の会長コメントは、税理士があたかも政府の下請機関であるかのような誤解を与えかねず、税理士に対する国民からの期待に応えるものではない。

以上より、当連盟としては、会長コメントを貴会のかねてからの主張である単一税率の維持を主張した内容に変更、または追加でコメントを掲載するとともに、いわゆるインボイス制度の導入反対を強く主張するため、緊急建議書を作成し、関係省庁に提出することを強く求めます。

以上